

自動車共済

自動車共済では当面の間、年代別掛金を導入いたしません。

《年代別掛金》

近年のドライバーの高齢化にともない、自動車保険の保険料を設定する際に用いられる損害保険料率算出機構※が平成21年6月に発表した〈参考純率〉において、高齢者の方が運転する自動車については、割増の保険料を適用するというものです。具体的には、30才以上の区分を30～39才・40～49才・50～59才・60～69才・70才以上に細分化し、運転者が高齢になるにしたがって保険料が割増になります。

※損害保険料率算出機構…会員の損害保険会社のデータを分析し、保険料の基準となる〈参考純率〉を損害保険会社に提供している組織です。

満期更改時が見直しのチャンスです！ お見積りはお気軽に。

- 1 自動車共済は、組合員である中小企業の皆様の相互扶助の理念で運営されています。
- 2 利益を追求しない掛金設定を行っておりますので、経費削減にお役立てください。
- 3 基本的な補償内容は、損害保険会社と同様になっています。

みどり青色申告会の皆様を
応援します！！



損保や他共済からも無事故割引を継承！

事故処理は専任のスペシャリストがサポート！

夜間・休日緊急事故受付サービス！

24時間 365日安心のロードサービス！

【ご注意】ロードサービスのご提供には、一定の条件があります。詳しくは、当組合までお問合せください。

※本リーフレットは自動車共済の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては下記にお問合せください。

お申込み・お問い合わせは……

一般社団法人 **みどり青色申告会**

TEL 045-989-5011 FAX 045-989-5022

引受共済：関東自動車共済協同組合 神奈川県火災共済支部

〒231-0003 横浜市中区北仲通 3-33-2 共済ビル別館 神奈川県火災共済協同組合

TEL 045-201-2727 FAX 045-201-6154

自動車共済は 助け合いによる
安心のシステムです。

